

門真市子ども・子育て会議
平成 28 年度の運営方法について

1. 児童福祉審議会について

①設置趣旨

平成 28 年 4 月 1 日より、現在大阪府が実施する保育所の認可等の権限移譲を受けることに伴い、保育所認可の際の意見聴取を行うために児童福祉審議会を設置が必須となることから、新たに設置するもの。

②審議会の構成委員

学識経験者、児童福祉に関する事業に従事する者（8 名以内）
※構成委員については、現在検討中

③門真市子ども・子育て会議との関係

(1)担当事務の移管

児童福祉審議会が保育所の認可審議を担当することと合わせ、現在門真市子ども・子育て会議で行っている地域型保育事業の認可審議についても、同様事務であることから、当該事務について児童福祉審議会へ移管する。

(2)会議間の連携

児童に関する会議体が併存することから、児童福祉審議会設置後は、本市の施策、とりわけ就学前教育・保育に関する事項については十分に連携を図るものとする。

平成 28 年度の審議体制

≪ 平成 27 年度 ≫

門真市子ども・子育て会議

≪ 構成委員 ≫

全委員（19 名）

≪ 担当事務 ≫

- ① 計画（案）の検討
- ② 計画、子ども・子育て支援施策（全般）の推進に関すること

≪ 新設 ≫ 【就学前教育・保育部会】

≪ 構成委員 ≫ （全 8 名）

学識経験者、保護者代表、私立幼稚園代表、
民間保育園代表、公立幼稚園・保育所代表

≪ 担当事務 ≫

- (ア) 子ども・子育て支援施策（就学前教育・保育分野）
の推進に関すること
- (イ) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に
関すること
- (ウ) 地域型保育事業の認可に関すること
- (エ) 就学前教育・保育の利用者負担に関すること

≪ 平成 28 年度～ ≫

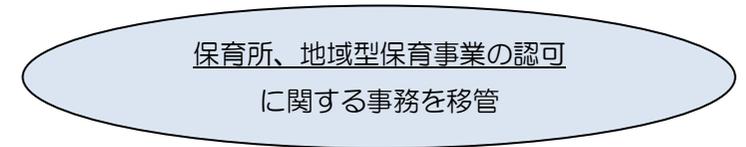
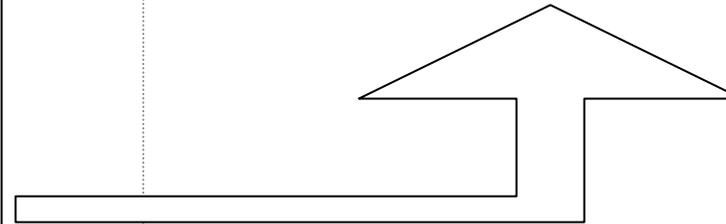
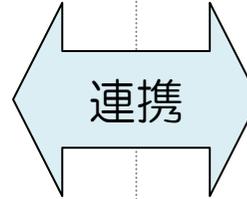
≪ H28～新設 ≫ 門真市児童福祉審議会

≪ 構成委員 ≫

学識経験者、児童福祉に関する事業に従事する者
（8 名以内）

≪ 担当事務 ≫

- ・ 保育所の認可に関すること【H28～新規】
- ・ 地域型保育事業の認可に関すること 等



2. 28年度の会議の進め方について

(1) 28年度検討事項

①全体会議

- 計画に掲げる各事業の進捗状況の確認
- 各事業の今後の方向性及び必要な施策の検討

②部会

- 事業者への意向調査を踏まえた今後の確保の方向性を検討
- 利用者負担に関する検討

(2) 全体会議での計画進行管理の進め方

27年度及び年度途中の各事業の実施状況等を事務局で取りまとめ

↓

全体会議で審議

↓

審議内容を踏まえ、事務局において次年度の取組・予算化の検討

(3) スケジュール

資料5のとおり